

重要事項説明書

夜間対応型訪問介護サービス重要事項説明書

1. 株式会社 やさしい手の概要 (2026年4月現在)

名称・法人種別	株式会社 やさしい手	
代表者役職・氏名	代表取締役 香取 幹	
本社所在地	東京都目黒区大橋2-24-3	
電話番号・ファックス番号	電話番号 03-5433-5513	ファックス番号 03-5433-5527
事業所数	訪問介護事業所	105カ所
	通所介護事業所（デイサービスセンター）	26カ所
	福祉用具貸与・福祉用具販売・住宅改修事業	12カ所
	居宅介護支援事業所	81カ所
	地域包括支援センター（委託事業）	7カ所
	サービス付高齢者向け住宅運営事業	51カ所
	住宅型有料老人ホーム運営事業	3カ所
	定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所	22カ所
	訪問看護事業所	46カ所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	29カ所
	小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所
	夜間対応型訪問介護事業所	1カ所

2. やさしい手新横浜夜間対応型訪問介護事業所の概要

(1) 事業所名および所在地※①契約事業所 ②夜間随時対応電話受付事業所

事業所名	①やさしい手新横浜夜間対応型訪問介護事業所 ②やさしい手千歳烏山定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 （夜間随時対応電話受付事業所）
サービス提供事業所	①やさしい手新横浜夜間対応型訪問介護事業所
所在地	①神奈川県横浜市港北区新横浜1-23-5 丸ヶ丘新横浜 1階 ②東京都世田谷区南烏山6-10-9 コーシャイム千歳烏山 9号棟 1階
電話番号	② 050-1752-0261 ② 050-1752-0677
ファックス番号	② 050-3535-7782 ② 050-3535-7850
介護保険指定番号	① 1490900584 ② 1391200639
営業時間	① 24時間 ② 午後6:00～午前9:00（夜間随時対応電話受付時間）

休 日	①なし ②なし
サービス提供時間帯	24時間365日
サービスを提供する地域	港北区、神奈川区、都筑区、緑区

※事業所の利用相談等の電話受付時間は、午前9：00～午後6：00となっております。なお、ご利用者からの随時対応は、オペレーターが24時間電話を受け付けております。ただし、夜間（午後6：00～午前9：00）は、上記②やさしい手千歳烏山定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーターが随時対応電話受付を行います。

(2) 同事業所の職員体制

(2026年6月現在)

	資格	常勤	非常勤	計
管 理 責 任 者		1名 ()	0名 ()	1名 ()
サービス提供責任者	介護福祉士等	1名 ()	1名 ()	2名 ()
	実務者研修修了者	0名 ()	0名 ()	0名 ()
事 務 職 員		0名 ()	0名 ()	0名 ()
訪 問 介 護 職 員	看護師	0名 ()	0名 ()	0名 ()
	介護福祉士	0名 ()	3名 ()	3名 ()
	介護職員基礎研修	0名 ()	0名 ()	0名 ()
	実務者研修修了者	0名 ()	0名 ()	0名 ()
	初任者研修修了者	0名 ()	0名 ()	0名 ()
	ヘルパー1級修了者	0名 ()	0名 ()	0名 ()
	ヘルパー2級修了者	0名 ()	1名 ()	1名 ()
	その他	0名 ()	0名 ()	0名 ()

※ () 内は男性再掲

(3) その他

事 項	有無	備 考
男性ヘルパーの有無	有	
従業員への研修の実施	有	定期的に従業員研修を実施しています
サービスマニュアル	有	
第三者評価の実施状況	無	

3. サービスの内容

(1)「夜間対応型訪問介護サービス」は、ご利用者が、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、夜間において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な訪問または随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すサービスです。

(2) 夜間対応型訪問介護の利用申込みから、サービス提供まで

①重要事項説明書を交付し、説明を行い、同意を頂きます。

②利用者の状態把握・課題分析を致します。(介護保険被保険者証等の確認)

③夜間対応型訪問介護看護計画(以下訪問介護計画)原案を作成し、ご利用者またはご家族等に説明し、同意を頂き、交付します。

④契約を締結します。

⑤同意いただいた訪問介護計画に基づきサービスを計画的に提供されます。

⑥オペレーションセンター従業者は、訪問介護計画作成後においても、ご利用者およびご家族、介護支援専門員との連絡を継続的に行い、訪問介護計画の実施状況を把握し、ご利用者の課題把握・分析を行い、必要と判断した場合は、介護支援専門員と連携をはかり、ご利用者の同意をもって、訪問介護計画を変更します。

⑦作成・変更した訪問介護計画書の写しを介護支援専門員に提供します。

(3) サービス内容の詳細については、適切なアセスメントによりご利用者の希望を確認したうえで計画書を作成します。また、サービスの内容や提供方法、サービス提供回数に関しては、適切なアセスメントを行いやさしい手が必要と判断したサービスのみ提供致します。

①定期訪問サービス

訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を訪問して行う夜間対応型訪問介護

②オペレーションセンターサービス

あらかじめご利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、訪問介護員等の訪問の要否等を判断するサービス

③随時訪問サービス

オペレーションセンターサービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等がご利用者の居宅を訪問して行う夜間対応型訪問介護

【サービス内容の区分】

1. 掃除	17. 洗髪
2. 洗濯	18. 全身浴・シャワー浴
3. ベッドメイク	19. 洗面介助
4. 調理	20. 身体整容
5. 配膳・下膳	21. 更衣介助
6. その他の家事()	22. ベッドメイク(介助含)
7. 排泄介助(ポータブルトイレ)	23. 体位交換
8. 排泄介助(尿器/便器)	24. 移乗・移動介助
9. 排泄介助(おむつ)	25. 起床介助
10. 食事介助	26. 就寝介助
11. 水分補給	27. 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助
12. 服薬介助	28. 安否確認
13. 口腔ケア	29. 不安解消
14. 調理(専門的配慮有)	30. 服薬確認
15. 清拭	31. 随時対応
16. 手浴・足浴	32. その他()

4. サービス提供について

- (1) やさしい手は、適切なアセスメントに基づいて作成された訪問介護計画書に沿ったサービス提供を行います。
- (2) サービス提供を行う訪問介護員は、やさしい手が選出を行います。
- (3) サービス提供を行う訪問介護員の指名・指定は承っておりません。
- (4) やさしい手が、アセスメントに基づいて作成した訪問介護計画書に沿ったサービスを安定的かつ、継続的に行なう為に必要と判断した場合、複数名の訪問介護員によるサービス提供を行います。

5. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「夜間対応型訪問介護記録書」に必要事項を記入して、ご利用者の確認を受けることとします。確認を受けた後、その控えをご利用者に交付します。
- (2) やさしい手は、前記の「夜間対応型訪問介護記録書」の記録を契約終了後5年間は適正に保管し、ご利用者の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担
※1枚10円（税込）によりその写しを交付します。

6. 管理者等

管理者は、次のとおりです。なお、サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。

氏名： 矢座 瑞穂 連絡先（電話）： 050-1752-0261

7. 利用者負担金

(1) 利用料

介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、原則として基本料金（別紙利用料金表）の1割、2割または3割です。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。

また、要介護認定区分が自立と判定した方など何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

(2) 交通費

通常サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) 支払方法

ご利用者は、当月1日から末日までの利用者負担金等の料金合計額を、口座振替により翌月末日までに支払います。

※やさしい手は翌月の27日頃にご利用者の指定口座から自動引き落としをします。

※サービス利用料金は【訪問介護計画書】に準ずるものとします。

※口座名義は「株式会社 やさしい手」です。

※引き落としの手数料はやさしい手が負担します。

(4) サービスの終了

ご利用者が、決められた日を2か月経過しても利用者負担金の支払をせず、やさしい手からの催促にもかかわらず、催促日から2週間経過しても、依然として、利用者負担金の支払がなされない場合、やさしい手は契約を解除し、サービス提供を終了します。

8. キャンセル

- (1) ご利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに次の連絡先（または前記の管理者）までご連絡ください。

氏名： 矢座 瑞穂 連絡先（電話）： 050-1752-0261

- (2) サービス提供予定は、介護支援専門員からの提供票に基づいて作成しております。ご利用者の都合によるサービス中止の連絡が無く、訪問介護員が訪問した場合は下記の表の通りキャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承下さい。
- (3) ご利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用日前日の午後6：00までに、ご連絡ください。当日のキャンセルにつきましては、下記の表の通りキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください。（上記6.（2）については、ご利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）

時 期	キャンセル料
・ サービス利用日の前日午後6：00まで	無 料
・ サービス利用日の当日 ・ サービス利用日前日の午後6：00以降	基本料金の10%
・ 訪問時不在の場合 ・ キャンセルのご連絡が無いまま、サービスにお伺いした場合	基本料金の20%

※ご利用者またはご家族による度重なるサービスのキャンセルがある場合には、やさしい手は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除する場合があります。ただし、ご利用者の容態の急変など緊急止むを得ない事情がある場合は除きます。

9. 緊急時の対応方法

やさしい手は、夜間対応型訪問介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行う（当該夜間対応型訪問介護従業者が保健師、看護師または准看護師である場合に限る。）とともに、速やかに主治の医師に連絡し、受診する等の必要な措置を講じ、管理者および利用者家族に報告します。

担当者 矢座 瑞穂 連絡先（電話）： 050-1752-0261

10. 事故発生時の対応

ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、

主治医または関係医療機関、区市町村等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況および事故に際して採った処置について事故報告書を作成し、その内容を社長に報告した後、社内に公表し再発防止に努めます。事故報告書は契約終了後5年間保管することとします。

1 1. 賠償責任

やさしい手は、本サービスの提供にともなって、やさしい手の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、適正な賠償義務の履行を誠実に行います。ただし、以下の場合は賠償の範囲に含まれないことがあります。

- ①本サービス提供時(外出介助含む)に訪問介護員の身体能力では防ぎきれないご利用者による失踪・徘徊、第三者への危害(人身障害と物損害を含む)、自傷、物損(所有者に関わらず)
- ②ご利用者の体調の急変や医療機器の不具合などの不可抗力または不測の事態による損害
- ③やさしい手へのご利用者の本サービス中に注意すべき点等の事前の情報提供が不十分で、予測不可能な損害

1 2. 高齢者虐待防止について

ご利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、以下の取り組みを実施します。

- ①虐待防止等のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を定期的に開催するとともに委員会での検討結果を従業員に周知徹底します。
- ②虐待防止のための指針の整備を行います。
- ③従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的の実施し、その結果について、従業員に周知徹底します。

虐待の防止等責任者

氏名： 矢座 瑞穂 連絡先(電話)： 050-1752-0261

- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(ご利用者のご家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 3. 身体拘束適正化について

ご利用者の身体拘束等の適正化のために、以下の取り組みを実施します。

- ①ご利用者または他のご利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
- ②やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- ③身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- ④身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ⑤従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施し、研修を通じ

て従業員の人權意識、知識および技術の向上に努めます。

1 4. 業務継続計画の策定等

- (1) やさしい手は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) やさしい手は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施します。
- (3) やさしい手は、定期的に業務継続計画に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 衛生管理等

- (1) やさしい手は、事業所の訪問介護員等の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行います。
- (2) やさしい手は、事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) やさしい手は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ります。
- ②感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備します。
- ③訪問介護員等に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施します。

1 6. 成年後見制度の活用支援

やさしい手は、ご利用者と適正な契約手続き等を行う為、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

1 7. サービス内容に関する苦情

- (1) 苦情があった場合は、ご利用者の状況を把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行ないます。把握した内容をもとに検討を行ない、今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行ない、ご利用者に対して、対応方法や結果の報告を行います。また、苦情の状況および苦情に際して採った処置について報告書を作成し、その内容を社長に報告した後、社内に公表し再発防止に努めます。報告書は契約終了後5年間保管することとします。

(2) 当社お客様相談・苦情担当

- ①事業所管理者

電話 050-1752-0261

②本社相談・苦情窓口 やさしい手オペレーションセンター

電話 050-1743-7660

(3) その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名	担当	電話
港北区	高齢・障害支援課	045-540-2325
都筑区	高齢・障害支援課	045-948-2313
神奈川区	高齢・障害支援課	045-411-7019
緑区	高齢・障害支援課	045-930-2315
横浜市	介護事業指導課	045-671-2356
神奈川県	国保連介護苦情相談係	045-329-3447

18. 指定居宅サービスにおける個人情報の取り扱い基準の遵守について

〔平成11.3.31.厚令三十七に基づく〕

- (1) 個人情報の収集は、介護関係ならびに関連事業のサービス提供前に、利用目的の範囲を説明し、同意を頂いた上で収集致します。
- (2) 個人情報の利用は、夜間対応型訪問介護サービス契約書第9条2項にて、同意を頂きます。利用目的の達成に必要な範囲内において、適正に使用致します。
- (3) 同意または依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはいたしません。同意・依頼の下で、個人情報の提供、預託を行なう場合においても、提供・預託先に適正に管理するよう、監督を行って参ります。

19. その他

- (1) ご利用者が訪問介護員の交代を希望される場合には、できる限り対応しますので前記のサービス提供の責任者までご相談下さい。但し、ご利用者都合による度重なる訪問介護員の交代希望につきましては、サービス提供の継続が困難となり、契約終了となる場合があります事をご了承ください。
- (2) サービス提供を行う訪問介護員はやさしい手が出出を行うものとし、ご利用者にて指名・指定できるものではございません。
- (3) サービスの内容や提供方法、サービス提供回数に関しては、適切なアセスメントを行い、やさしい手が必要と判断したサービスのみ提供致します。
 - ①サービス開始時のサービス提供量からその後に行ったアセスメントによって提供量が減少することや、ご利用者の体調等の変化により必要に応じての提供量を増加する場合がございます。
 - ②アセスメントの結果、夜間対応型訪問介護サービスとして給付されることが適切でない判断されるサービスについては、介護保険の対象外サービスとして提供させていただきます。(別途料金が発生する場合がございます)
- (4) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ①訪問介護員は、医療行為や年金等の金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承

- ください（生活援助として行なう買物等に伴う少額の金銭の取り扱いは可能です）。
- ②訪問介護員は、介護保険制度上、ご利用者の介護や家事の準備等を行なうこととされています。家族の方への食事の準備など、それ以外の業務については介護保険外のサービスとなりますので、ご了承ください。
 - ③訪問介護員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
 - ④夜間対応型訪問介護サービスは、自動車を用いて短時間でのサービス提供を中心に行なっています。前後のサービスの状況や、道路事情等により多少の訪問時間のずれが生じるときがございます。あらかじめご了承くださいようお願い致します。
 - ⑤サービスを担当するまたは担当したことがある訪問介護員との間において、直接的に介護保険外の自費サービスの提供を目的とする契約を締結することはできません。
 - ⑥夜間（午後6：00～午前9：00）は、やさしい手千歳烏山定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所にて随時対応電話受付を行います。
※随時訪問は契約事業所より伺います。
- （5）利用者は、横浜市以外に転居された場合や横浜市以外に住民票を異動した場合、横浜市から夜間対応型訪問介護の給付は受けられなくなるため、やさしい手新横浜夜間対応型訪問介護事業所から夜間対応型訪問介護サービスの提供は終了となります。
 - （6）事業所内にて忘れ物を発見し、その所有者が判明したときは、やさしい手は当該所有者に速やかに連絡を行うと共にその指示を求めます。なお、その指示により、忘れ物を発送する場合の費用は所有者のご負担と致します。また、所有者の指示が無い場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。なお、忘れ物が飲食物、新聞、雑誌の場合は、即日処分致します。
 - （7）やさしい手は、事業所内において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える行為により、訪問介護員等の労働環境が害されることを防ぐための方針を明確化し、発生時の対応方法の策定や研修の実施等を行います。
 - （8）訪問介護員等に対し、身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）、精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）、セクシャルハラスメント（意に添わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）と判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
---------------	---	---	---

夜間対応型訪問介護サービス利用にあたり、ご利用者に対して、夜間対応型訪問介護サービス契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	東京都目黒区大橋 2-24-3
	法人名	株式会社 やさしい手
	代表者名	代表取締役 香取 幹
	事業所名	やさしい手新横浜 夜間対応型訪問介護事業所 印
	説明者氏名	

私は、本書面により、やさしい手から夜間対応型訪問介護サービスについての重要事項説明を受け、個人情報の取り扱いについても十分に理解し、同意の上交付を受けました。

ご利用者	住所	
	氏名	印

ご家族	ご利用者との関係・続柄	
	住所	
	氏名	印

※上記欄に署名捺印された方は、同欄の署名を以て、夜間対応型訪問介護サービス契約第9条第2項に基づいて株式会社やさしい手がご利用者のご家族の個人情報を使用することに同意したものとします。

代理人	ご利用者との関係・続柄	
	住所	
	氏名	印

※上記欄に署名捺印された方は、同欄の署名を以て、夜間対応型訪問介護サービス契約第9条第2項に基づいて株式会社やさしい手がご利用者の代理人の個人情報を使用することに同意したものとします。

2026年6月1日作成

【別紙利用料金表】

※地域区分別単位は2級地（1単位あたり11.12円）

夜間対応型訪問介護（Ⅰ）	単位数	基本料金	1割負担 の場合	2割負担 の場合	3割負担 の場合
基本夜間対応型訪問介護費 （1月につき）	989	10,997円	1,100円	2,200円	3,300円
定期巡回サービス費 （1回につき）	372	4,136円	414円	828円	1,241円
随時訪問サービス費（Ⅰ） （1回につき）	567	6,305円	631円	1,261円	1,892円
随時訪問サービス費（Ⅱ） （1回につき）	764	8,495円	850円	1,699円	2,549円

加算・減算（適用される加算・減算に関して□に✓が入っています）

			単位数	1 割 負 担 の場合	2 割 負 担 の場合	3 割 負 担 の場合
☒	2 4 時間通報対応加算 （注 1）	1 月につき	6 1 0	679 円	1, 357 円	2, 035 円
☐	認知症専門ケア加算（Ⅰ） （注 2）	1 日につき	3	4 円	7 円	10 円
☐	認知症専門ケア加算（Ⅱ） （注 2）	1 日につき	4	5 円	9 円	14 円
☒	サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）（注 3）	1 回につき	2 2	25 円	49 円	74 円
☐	サービス提供体制強化 加算（Ⅱ）（注 3）	1 回につき	1 8	20 円	40 円	60 円
☐	サービス提供体制強化 加算（Ⅲ）（注 3）	1 回につき	6	7 円	14 円	20 円

☒	同一建物減算（10%）（※4）	所定単位数×90%
☐	同一建物減算（12%）（※4）	所定単位数×98%
☐	同一建物減算（15%）（注4）	所定単位数×85%
☐	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ（注5）	所定単位数×26.7%
☒	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ（注5）	所定単位数×27.8%
☐	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ（注5）	所定単位数×24.6%
☐	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ（注5）	所定単位数×25.7%

利用料金計算式

単位数×11.12（地域加算 2級地）＋所定単位数×該当加算

＝基本料金（1円未満切捨）

基本料金－（基本料金×0.9[1円未満切捨]）＝ご利用者負担額（1割負担）

基本料金－（基本料金×0.8[1円未満切捨]）＝ご利用者負担額（2割負担）

基本料金－（基本料金×0.7[1円未満切捨]）＝ご利用者負担額（3割負担）

注 1 24時間通報対応加算

夜間だけでなく日中においてもオペレーションセンターサービスを行うことで、日中帯における緊急連絡への対応を実施している場合に、1ヵ月あたり表記の相当額を加算します。

注 2 認知症ケア加算 (I)

以下の要件を満たしている場合に、1日あたり表記の相当額を加算します。

- ①認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の2分の1以上
- ②認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10または端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- ③認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- ④当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的開催

認知症ケア加算 (II)

以下の要件を満たしている場合に、1日あたり表記の相当額を加算します。

- ①認知症専門ケア加算 (I) の②・④の要件を満たすこと
- ②認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上
- ③認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- ④認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- ⑤介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定

注 3 サービス提供体制強化加算

- ①全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施、または実施を予定していること
 - ②利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達または事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること
 - ③事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施していること
- 上記①～③の要件を満たしているうえに、事業所の訪問介護員等の総数のうち、有資格者の割合が一定数以上の場合に1回あたり表記の相当額を加算します。

加算Ⅰ 介護福祉士が60%以上または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上

加算Ⅱ 介護福祉士が40%以上または介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修修了者が60%以上

加算Ⅲ ア、介護福祉士が30%以上または介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上の場合

イ、勤続7年以上の者が30%以上

(アまたはイのいずれかに該当すること)

注4 同一建物内減算

事業所と同一敷地内または隣接する敷地内の建物に居住するご利用者、あるいは上記以外の建物に居住するご利用者が1ヵ月あたり20名以上の場合に対しサービスを提供する場合に、1ヵ月あたり介護報酬総単位数の10%、1ヵ月あたり50名以上の場合、介護報酬総単位数の15%の単位が減算されます。また、正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所を同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(上記15%減算の場合を除く)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合所定単位数の12%の単位が減算されます。

注5 介護職員等処遇改善加算

介護職員の処遇改善の取り組みとして、基本報酬総単位数に加算されます。

介護職員等処遇改善加算Ⅰイは26.7%

介護職員等処遇改善加算Ⅰロは27.8%

介護職員等処遇改善加算Ⅱイは24.6%

介護職員等処遇改善加算Ⅱロは25.7%

※介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納などにより、保険給付金が直接やさしい手に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂きます。後日、区市町村の窓口へやさしい手の発行するサービス提供証明書を提出すると差額の払戻しを受けることができます。

※やさしい手が運営するサービス付き高齢者向け住宅にお住まいの方以外は、随時対応サービスにおける、ご利用者からの通報の通話料として、1通報あたり20円(税別)を別途いただきます。

※やさしい手が運営するサービス付き高齢者向け住宅にお住まいの方は居室に備え付けの緊急通報装置をご利用いただき、通話料・回線使用料(基本料)はお客様のご負担となります。

2026年6月1日作成